

函館市地域学校協働活動推進事業地域コーディネーター等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する地域コーディネーターおよび統括地域コーディネーター（以下「地域コーディネーター等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「地域コーディネーター」とは、社会教育法（昭和24年法律207号）第9条の7に規定する地域学校協働活動推進員をいう。

(委嘱)

第3条 地域コーディネーターは、函館市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校および高等学校（以下「学校」という。）や地域の現状を理解し、学校の教育活動向上に意欲がある者のうちから、委員会が委嘱する。

2 前項の者のうち、統括的な役割を担う者を統括地域コーディネーターとして、委員会が委嘱する。

(活動内容)

第4条 地域コーディネーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校の関係者、地域ボランティアとの連絡および調整に関すること。
- (2) 地域ボランティアに係る情報収集、育成等に関すること。
- (3) 学校への地域ボランティアに係る情報の提供に関すること。
- (4) 活動内容の発信および周知に関すること。
- (5) 前各号に掲げる活動内容のほか、委員会が必要と認めること。

2 統括地域コーディネーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域コーディネーターとの連絡および調整に関すること。
- (2) 地域コーディネーターの育成等に関すること。
- (3) 地域学校協働活動の発信および周知に関すること。
- (4) 地域学校協働活動本部の体制整備に関すること。
- (5) 前各号に掲げる活動内容のほか、委員会が必要と認めること。

(承認)

第5条 地域コーディネーターは、第3条第1項の規定により委嘱される場合、承諾書（別記第1号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 統括地域コーディネーターは、第3条第2項の規定により委嘱される場合、承諾書（別記第2号様式）を委員会に提出しなければならない。

(活動状況の管理および活動記録の作成)

第6条 地域コーディネーターは、活動状況を報告するため、地域コーディネーター実績報告書(別記第3号様式)を当該月の翌月の15日までに委員会に提出しなければならない。

2 統括地域コーディネーターは、活動状況を報告するため、統括地域コーディネーター実績報告書(別記第4号様式)を当該月の翌月の10日までに委員会に提出しなければならない。

(身分証)

第7条 委員会は、第3条第1項の規定により委嘱した地域コーディネーターに対し、身分証(別記第5号様式)を交付する。

2 委員会は、第3条第2項の規定により委嘱した統括地域コーディネーターに対し、身分証(別記第6号様式)を交付する。

3 地域コーディネーター等は、活動に従事するときは、常に身分証を所持しなければならない。

(報酬および支払い)

第8条 地域コーディネーターの活動は、無報酬とする。

2 統括地域コーディネーターの報酬は、別表のとおりとし、委員会は、第6条第2項の報告書の提出を受けたときは、別表により支払うものとする。

(任期)

第9条 地域コーディネーター等の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(委嘱の辞退)

第10条 地域コーディネーター等は、前条の任期の満了前に委嘱を辞退しようとするときは、14日前までに委員会に申し出なければならない。

(委嘱の解除)

第11条 委員会は、地域コーディネーター等が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期の満了前であっても委嘱を解くことができる。

(1) 地域コーディネーター等の活動を怠った場合

(2) 心身の故障のため、活動の継続に支障があり、またはこれに堪えられない場合

(3) 地域コーディネーター等活動の実績が良くない場合

(4) 地域コーディネーター等としてふさわしくない行為があった場合

(守秘義務)

第12条 地域コーディネーター等は委員会または学校の許可があった場合を除き、その活

動上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、地域コーディネーター等の委嘱期間終了後も同様とする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、函館市教育委員会学校教育部教育政策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第8条第2項関係）

区 分	時間単価	備 考
統括地域コーディネーター	1, 6 5 6 円	時間単価に月の合計時間を乗じる。

- （1）月の合計時間が，1時間未満の場合はその活動時間を1時間とし，1時間を超える場合であって当該活動時間に1時間未満の端数があるときは，その端数を1時間（30分以下の端数の場合は，30分）として算定するものとする。
- （2）時間単価に月の合計時間を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てるものとする。

函館市地域学校協働活動推進事業
地域コーディネーター承諾書

私は、下記事項を了承し、函館市地域学校協働活動推進事業地域コーディネーターとなることを承諾します。

記

1 期 間 年 月 日～ 年 月 日

2 配 置 校 函館市立 学校（園）

3 報 酬 無報酬とする。

年 月 日

函館市教育委員会 様

住 所

氏 名

函館市地域学校協働活動推進事業
統括地域コーディネーター承諾書

私は、下記事項を了承し、函館市地域学校協働活動推進事業統括地域コーディネーターとなることを承諾します。

記

1 期 間 年 月 日～ 年 月 日

2 報 酬 月の合計時間に 円を乗じた金額とする。

年 月 日

函館市教育委員会 様

住 所

氏 名

年度 函館市地域学校協働活動推進事業
地域コーディネーター実績報告書（ 月分）

学校名		地域コーディネーター氏名			
-----	--	--------------	--	--	--

活動日	曜日	活 動 内 容	活動時間 (24 時間表記)		校長印またはサイン
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
活動時間（合計）			時間		

※ 翌月15日までに、函館市教育委員会へ提出するものとする。

年度 函館市地域学校協働活動推進事業
統括地域コーディネーター実績報告書（ 月分）

統括地域コーディネーター 氏名	
--------------------	--

活動日	曜日	活　動　内　容	活動時間 (24 時間表記)		確認
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
			～		
			時間数	時間	
活動時間（合計）			時間		

※ 翌月10日までに、函館市教育委員会へ提出するものとする。

第 号

身分証明書

所属学校名：
氏 名：
生 年 月 日：

上記の者は、本市の地域学校協働活動推進事業地域コーディネーターであることを証明する。

任期 年 月 日
年 月 日

年 月 日

函館市教育委員会 印

第 号

身分証明書

氏 名：

生 年 月 日：

上記の者は、本市の地域学校協働活動推進事業統括地域コーディネーターであることを証明する。

任期 年 月 日

年 月 日

年 月 日

函館市教育委員会 印